

いわて文化芸術活動支援事業【Q&A】

Q1. 本事業の補助を受けられる文化芸術団体とはどのような団体ですか。

A 1. 以下の要件をすべて満たしていることが必要になります。

- ・岩手県内に住所または活動の本拠を有すること。
- ・団体にあっては、一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
- ・会計処理が明確であること。
- ・一定の活動実績があり、または事業を完遂できる見込みが確実であること。

なお、地方公共団体等及び株式会社等の営利法人は補助対象外です。

また、事業毎に助成対象者に条件がある場合があります。各事業の詳細を確認のうえ申請を行ってください。

Q2. 補助対象事業はどのようなものですか。

A 2. 申請者自らが企画・実施する事業に対し補助します。なお、対象事業は次のとおりですが、内容によっては対象外となる事業もありますので、詳しくは、事務局にお問い合わせください。

- ・文化活動成果発表事業
- ・文化活動研修事業
- ・参加する文化活動推進事業(市町村参画)
- ・文化団体結成促進事業
- ・若手芸術家・民俗芸能後継者等育成事業
- ・障がい者芸術活動支援事業

Q3. 対象となる経費はどのようなものですか。

A 3. 対象となる経費（補助対象経費）は、対象事業に要する経費の総額から、次の費用を控除した額です。

なお、本事業は、新型コロナウイルス感染症関連対策事業であることから、リモート出演・参加・発表等に要する経費（機器リース料）及び感染症予防対策に係る消耗品（マスク、消毒液等）についても対象としています。

（対象外経費）

当該事業の実施に伴う入場料、参加料、市町村補助金・助成金、民間助成金、その他の収入（協賛金、広告料、寄付金など）

Q4. ○○市が国の臨時創生交付金を活用した事業から実行委員会に対して負担金を受けましたが、当該事業に申請できますか。

A 4. 実行委員会が受けた負担金の対象経費が明確に示されている場合には、その補助対象経費を除いた経費を補助対象経費として申請することが可能です。

また、負担金の対象経費が明確に示されていない場合には、補助対象経費から負担金額を除いた額を申請可能です。

Q5. 交付申請を行うと必ず補助金がもらえますか。

A 5. 助成金の交付を受ける場合は、審査を受け、補助事業として採択されなければなりません。

なお、助成事業の採択については一団体あたり、1事業とします。

事業の審査は、予算の範囲内において、交付申請の受付順に行いますので、申請件数の状況によっては、補助額の減額又は不採択となる場合があります。

Q6. 補助額はどのようにして算定されますか。

A 6. 補助額は、事業実施計画書（実施内訳書）と収支予算書（収支決算書）をもとに算定された補助対象経費に、補助率を乗じて算出します。

補助金交付決定額が申請額と大幅に異なったために、事業実施に重大な支障をきたすといったことのないよう、不明点が生じた場合は計画段階で事務局にご相談ください。

Q7. 県民会館大ホールを利用予定です。50%に減額後の利用料金を『いわて文化芸術活動支援事業』を活用して3分の2補助を受けることは可能ですか。

A 7. できません。

いわて文化芸術活動支援事業又はいわて文化施設利用促進事業のいずれか一事業を申請いただくこととなり、重複申請はできません。

〈関連〉

Q8. 「いわて文化芸術活動支援事業費」を活用して3分の2の補助を受けたいので、利用料金の軽減を受けず、正規の利用料金を支払うことはできますか。

A 8. 可能です。

申し込みの際、受付にお話してください。